

昭和バス・糸島市コミュニティバス運賃の障がい者割引について

乗車券購入時や運賃支払い時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
糸島市内のバス路線は200円定額運賃です。下表の対象者は100円となります。
いと・しま号は除く。

障がい者割引の運賃は下表のとおりです。

種別	第1種身体障害者手帳・療育手帳				第2種身体障害者手帳・療育手帳			
	小児(12歳未満)		大人(12歳以上)		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)	
手帳保有者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券 現金								
定期乗車券								

= 5割の障がい者割引適用可

= 3割の障がい者割引適用可(定期乗車券代の3割引き)

[主な注意事項]

大人・小児、1種・2種に関わらず、介護者が必要と認められる場合は、介護者も割引適用されます。

小児定期乗車券については障がい者割引はありません。

介護者が通学定期券の使用資格者(例：介護者が高校生)であっても、介護者に対して通学定期券は販売しません。